

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【25】

2. 日時：令和3年11月25日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官、藤田審査チーム員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他16名※

北海道電力株式会社

泊発電所 保全計画課 担当※

中部電力株式会社

原子力部 安全技術G 副長 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 上席課長※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のテリイです。それでは島根 2 号機のこっち氷のヒアリングを始めたいと思います。本日は都市漸減する関する説明書関係ということで、させるけど説明をお願いいたします。
0:00:17	はい、中国電力の吉岡です。それではまず資料のご確認をさせていただきます。資料はすべて 11 月 18 日に提出したものとなっております。
0:00:27	Z社の適正な場所ということでNSにほか 013 の資料、
0:00:33	基本設計方針に関する説明資料ということで 07-1。
0:00:39	補正図書のうち、自然現象による損傷の防止に関し説明書ということで、変位値 003-01。
0:00:47	その比較表として、
0:00:49	01 の括弧日資料。
0:00:53	また伊藤層、これに関する絵と補足説明資料ということでほぼ 018-01。
0:01:01	最後に別添 1 の資料を、1008、
0:01:07	となっております。資料のほうはよろしいでしょうか。
0:01:10	規制庁プレス大丈夫ベース。
0:01:14	地方リングのヨシオカです。ありがとうございます。
0:01:17	それではまず、記載の適正化庁について御説明させていただきます。こちらは 5NSによって他 013 をご覧ください。
0:01:29	と合わせてとS2を、1003-01 の説明書のほうも
0:01:35	お願いいたします。
0:01:38	F-0301 説明書の 7 ページになるんですけども、
0:01:42	こちら、
0:01:46	記載の上の方に来ハッチングをかけておりますが、さらにという記載のところで、もともと感じで記載していたものを接続についてはひらがなに変更させていただきまして適正化を図らせていただきました。
0:02:00	適正箇所については以上になります。
0:02:07	続きまして、資料
0:02:10	資料の年数に来 007。
0:02:13	-1 の
0:02:15	基本設計方針案説明資料を用いてについて御説明させていただきます。
0:02:23	ちょっと基本的方針に関する説明書ということで、こちらには要求事項との対比表ということで様式な
0:02:31	条文の設計の考え方ということで様式 6。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	先行審査プラントの記載の比較を記載しておりますが、説明につきましては、全国のプラントの気体の比較表規格を用いて、
0:02:44	御説明をさせていただきます。
0:02:47	通し番号の 45 ページをお願いいたします。
0:02:58	自然現象に関する基本設計方針。
0:03:03	について、発生して記載をしております。
0:03:08	例えば先行プラントの
0:03:10	そういった点。
0:03:11	について、
0:03:13	重点的に説明をさせていただきます。
0:03:16	2.3 の外部からの蒸気による損傷の防止ということで、
0:03:20	お終い選定事象のそういった備考欄に記載しております賀祥については、こういう事象ということで地すべりと鈴木流を考慮してございます。
0:03:29	中段のところで、ちなみに組み合わせ。
0:03:33	日程考慮する自然現象ということで、島根の場合は、風、
0:03:38	についても考慮します。また、先ほど申しましたですね付についても考慮する設計としております。
0:03:47	中段より下のところで、積雪の
0:03:51	反省記載のところで、島根のところで、
0:03:55	アンダーライン引いておりますが、こちらは設計方針の相違ということで考慮する積雪真の大きさ、
0:04:04	その際、
0:04:06	ものを挙げております。また、建築基準法で定められた。
0:04:11	併記的な荷重はされた眼のケースを考慮しているというところ
0:04:15	大として、
0:04:17	記載しております。
0:04:22	また、時等に 5 ページの下のところで、備考欄で事象区分の相違と記載しておりますけれども、
0:04:30	森林火災のところ、
0:04:32	の扱いで島根については、人印象として、森林火災を抽出しているというところが先方との相違となっております。
0:04:42	内容的に実施。
0:04:43	そういったものでございます。
0:04:48	続いてて 47 ページをお願いいたします。
0:04:54	47 ページの上のところで相違点として下線を引いておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:58	こちらは外部事象防護対象施設に関する説明を記載しているところでございます。
0:05:04	定義の相違ということで、島根につきましては、
0:05:08	この安全いうふうにはクラス 1 クラス 2 及び安全評価上その機能に期待するクラス 3 に属する設備等に加えてそれを内包する建物も含めて、
0:05:17	大丈夫だ施設を定義しているというところで先行との差異になってございます
0:05:29	続いて 48 ページをお願いいたします。
0:05:34	47 ページの上のところ、こちらの下線を引いておりますけれども、
0:05:39	こちらは島根こういう磁性とスキルを考慮しているということで、それに対する防護方針、
0:05:46	今については記載をしてございます
0:06:00	図 1 続きまして、51 ページをお願いいたします。
0:06:09	こちらの個別の
0:06:12	自然現象に対する設計方針を記載しているところでございますが、
0:06:16	東海第 2 のところの記載。
0:06:19	失礼しました。51 ページの絵と真ん中の下の辺りの箇所になりますが、東海第 2 でアンダーライン引いているところ。
0:06:27	になりますがこちらの事象につきましては島根については津浪の評価の中で、
0:06:33	考慮しているというところで個別にちょっととしては挙げてございません。
0:06:39	続いてっと、同じページの一番下のところですけども、船舶の衝突衝突に対する
0:06:45	設計方針になりますが、
0:06:48	こちらは
0:06:50	先行とその防波堤。
0:06:52	そういったところの報道とかが、
0:06:54	異なるということもございまして、今については深層から取水することによって、
0:07:00	機能を損なわない設計とするというところで相違点となっております。
0:07:12	52 ページをお願いします。
0:07:14	52 ページの 1 番目のところで、
0:07:17	アンダーライン引いているところの相違点につきましても同様の理由で防波堤等の構造の違いによるものと、
0:07:23	あっております。
0:07:29	53 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:33	こちらは
0:07:36	記載の通りでございますけれども
0:07:39	今につきましては乾式キャスクを保有しないという方針にしておりますのでこちらは先行との差異となっております。
0:07:49	基本設計方針に関わる説明は以上になります。
0:07:54	続きまして、自然現象等による損傷の防止に関する説明書についてご説明させていただきます。
0:08:02	説明は比較表を用いて説明させていただきますと資料番号NS2.100301 学校費をお願いいたします。
0:08:15	3 ページをお願いいたします。
0:08:22	こちら、1 ぽつ概要になりますけれども、中段の辺りで、
0:08:28	アンダーライン引いている箇所の記載につきましては島根 2 号につきましては、
0:08:33	安心は津波特有の事故シーケンスを選定していないという
0:08:38	ここで災害ございますので、
0:08:42	同様の記載をしていないと。
0:08:44	しております。
0:08:48	ページの下辺りあたりで 2 ポツ、基本方針、
0:08:53	記載をしておりますけれども、こちらは先ほど御説明しました基本設計方針と
0:08:59	同様の記載をしておりますして同じような
0:09:02	先行との差異り創意となっておりますので、ここについては割愛をさせていただきます。
0:09:18	8 ページをお願いいたします。
0:09:24	そこから言うと個別の自然現象人為事象の設計上の配慮について記載しております。
0:09:32	まず(1)津波なんですけれども、アンダーライン引いておりますが、
0:09:37	こちらも、
0:09:39	何も防護対策について記載をしているところでございますが、
0:09:43	ブランドこういうのを、
0:09:47	東京状況ということで津浪高さや敷地高さの違いによって、僕だけ違いますので、
0:09:53	この対策に体育館する記載相違がございます。
0:10:00	同じ会の下のところ、
0:10:03	防護対策について記載しておりますけれども、決まりについては、隔離弁の設置ですとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:09	本当配管のバウンダリ機能保持というのが、対策に含まれておりますので、
0:10:16	その対策について記載をしております。
0:10:21	ページをお願いいたします。
0:10:23	2 ページの上のところですね、
0:10:27	先行プラントに記載のある箇所、
0:10:30	ますが、島根 2 号につきましては非常に海水ポンプの取水可能水位を下回らないという
0:10:37	特徴がございますので、貯留堰の設置を
0:10:40	どうしておりませんので、そういった記載、同様の記載をしております。
0:10:47	9 ページの下のところ、(2)風台風の記載をしておりますけれども、
0:10:52	こちら
0:10:55	つまりについて 30 名って設計基準風速 30m
0:10:59	いうところで聞いておりますけれども、こちら設計方針の相違という
0:11:04	なっておりますけれども移行欄に
0:11:07	またかけておりませんので、こちらに追記させていただきたいと。
0:11:17	10 ページをお願いいたします。
0:11:23	こちら、(3)竜巻の記載ですけれども、こちらも同様。
0:11:28	ですけれども 92mのところアンダーライン引いておりますけれども、
0:11:32	設計基準変更許可
0:11:34	野菜の積分値の相違と、
0:11:37	しております。
0:11:39	またその下の竜巻の随件事象による影響、特にアンダーライン引いておりますけれども、こちらは、
0:11:45	島根は外部情報大切にして来胸部終了施設を機械的影響、
0:11:50	機能的影響の観点吸収しているという。
0:11:53	ところで、熱的な影響は随件事象の利益を追求しているというふうな観点の相違による記載の通りとなっております。
0:12:03	その下の(4)の凍結面積基準面につきましても同様に設計基準値のそういった
0:12:13	11 ページをお願いします。
0:12:16	11 ページにつきましても突破口降水(6)積雪ということで隻基準値。
0:12:22	そういった
0:12:24	そうとなっております。
0:12:29	12 ページをお願いいたします。
0:12:34	2 ページも同様ですけれども(7)落雷についてはsecurity電流値の相違。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:40	(8)の実例だけにつきましては違いについては、
0:12:44	プラントの上から追従できる行動できる考慮するという設計方針しますので記載をしております。
0:12:52	下の(9)の火山の影響につきましても、まず設計基準津波。
0:12:57	そういった
0:12:58	挙げております。
0:13:04	13ページをお願いいたします。
0:13:08	中段の(10)です。そして生物的額事象について記載をしております。
0:13:18	対応のところ、
0:13:20	で、選考に期待している内容につきましては、
0:13:25	1とかで、
0:13:27	説明しているが設計方針の相違というところで島根については予備を有することによって改正政府に対して、均圧行い設定する。
0:13:36	方針を記載しております。
0:13:42	どうぞ。
0:13:43	その下の東海第2お伝えしている内容につきましては、カシマにつきましては、
0:13:49	後段のところで記載をしております。
0:14:00	続きまして14ページをお願いいたします。
0:14:06	後半のところで3.に起因事象の記載をしております。
0:14:11	5行目のところで、
0:14:15	と事象の数、
0:14:17	先方と異なっているという。
0:14:19	ところがございますけども、こちらはカシマについてはキチン火災含めまして、爆発等の火災を含めて、火災爆発として一つの事象として整理していることによる相違となっております、実質的な
0:14:32	中身の濃いにはなってございます。
0:14:37	同じページの一番下のところ、
0:14:39	島根の約8.4というところにアンダーライン引いておりますと、こちらは公布日落下し、
0:14:44	評価結果の相違。
0:14:48	そうなっております。
0:14:56	15ページをお願いいたします。
0:15:00	15ページ中段のところ、
0:15:04	途中機能上のところですね、前項で花見線で書いてあるところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:10	につきましては、初めは後段のところ記載をしております。
0:15:18	15 ページの後半から認証の。
0:15:21	できる入ということで火災爆発の記載をしておりますけれども、
0:15:25	こちらもお答えの幅ですとか、火災放射発散度につきましては、評価した結果の相違ということで、相違点として挙げております。
0:15:37	16 ページをお願いいたします。
0:15:42	6 ページの下のところ括弧Cで高圧ガス貯蔵施設の火災爆発記載をしておりますけれども、
0:15:48	島根は全焼敷地外 10km以内に
0:15:52	高圧ガス貯蔵施設が存在しないということで、
0:15:55	お答え障害
0:15:57	17 ページをお願いいたします。
0:16:01	中段でかついいで漂流船舶の火災爆発ですけれども、
0:16:05	こちらは条件の相違ということで、島根 2 号は全前面の海域に主要な考慮がないと。
0:16:11	いうところで、港湾内の運用状況を確認考慮しまして、またする危険性がない 14%想定しているということが条件総意として挙げており、
0:16:29	続いて 20 ページをお願いいたします。
0:16:35	10 ページは船舶の衝突について記載をしておりますが、
0:16:42	先ほど重複しますけれども、島根については、
0:16:45	防波堤の構造となっているということとカーテンウォールがないと。
0:16:50	いう特徴がございますので、
0:16:53	そういうあたりで変更と記載が異なっている。
0:16:56	主になります。
0:17:02	その下で(2) 電磁的障害の記載をしておりますけれども、
0:17:08	島根号については設備の構造の問題ですけれども電源受電部に出て解析していないということで記載の相違。
0:17:16	になっております。
0:17:21	21 ページをお願いいたします。
0:17:24	21 ページでは自然現象の組み合わせについて記載をしております。
0:17:28	(1)の自然現象の抽出というところで、
0:17:33	島根は実移動できるよう選定している。
0:17:36	いう点。
0:17:39	また、
0:17:41	10 ページの中段のところですね、潜航

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	それだけのところでアンダーライン引いているところになりますけども、こちらについては地震を主荷重として扱ってますので、
0:17:50	こちらの記載は相違がございます。
0:17:53	またその下のところですけど積雪の関する記載のところ、
0:17:58	カシマにつきましては、陸域ではないという、
0:18:02	最後でございますので、
0:18:04	こちらの記載についてもそういうがございます。
0:18:12	22 ページをお願いいたします。
0:18:15	うん。
0:18:17	それをこちらにちょっと括弧にしか自動車組み合わせについて記載しておりますけども丸井と地震と津波のところでは、
0:18:24	イシモリについては、基準地震動 S_s と基準津波 6 事象として扱う場合について記載をしております。
0:18:30	その下で時の S_s の波源を震源からの本震等々は本震伴う津波の組み合わせについても記載をしております。
0:18:43	23 ページをお願いいたします。
0:18:47	こちらの(3)③で津波地震について記載しておりますけども、
0:18:52	爾見につきましては敷地近傍だけではなくて、この基準津波波源の位置するという特徴がございますので、
0:18:58	評価対象の与信及び誘発地震の敷地への影響度を考慮して何か力も含みませす。
0:19:04	津波荷重と組み合わせる地震荷重を評価しております。
0:19:15	23 ページの下のところですけども、⑤の火山ないけど地震のところ、
0:19:23	前項でアンダーライン引いているところにつきましては、隻遅いですけども、地震をしっかりとしてしまうのは使ってますので、
0:19:30	その部分の考え方、そういったなっております。
0:19:37	24 ページをお願いいたします。
0:19:39	24 ページ中ごろで先行アンダーライン引いている箇所でございますけども、
0:19:44	1 年まで 10 荷重について建築基準法に定める荷重を設定するという方針にしていますので、
0:19:51	同様の記載をしておりません。
0:19:56	スペインの一番下の絵と主荷重と組み合わせるべき積雪荷重、
0:20:00	という記載のところにつきましても同様と。
0:20:02	なっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:11	25 ページ以降も組み合わせについて記載しておりますけれども、基本的にはこれまで御説明した内容による層位
0:20:20	行っております。
0:20:35	28 ページをお願いいたします。
0:20:37	4.2 で設計基準事故時または自動事故時等事故時の荷重ガスについて、
0:20:43	記載しておりますけれども、真ん中のところで斜面からの離隔距離を確保してくれた時の恐れがないっていうちゃんと設置建物ということで、
0:20:51	まずづきいう影響を防止する方針について、島根が記載しております。
0:21:02	うん。
0:21:03	29 ページをお願いいたします。
0:21:08	こちらにつきまして島根につきましては放水についてはマシン制御考慮するという方針にしていますので、こちら 4.2 以降は荷重の考慮について記載して、
0:21:19	いるというところで、工数に関する記載をしてございます。
0:21:24	また積雪については火山の影響評価のほうが包絡されると整理しておりますので、JAL記載もしてございます。
0:21:34	30 ページ以降ですね組み合わせを考慮した荷重評価について記載していますので、表で、
0:21:42	赤字の組み合わせといったところを整理したものを記載しておりますが、こちらの設置許可まとめ資料、
0:21:48	或いはしております。
0:21:51	おります。
0:22:01	続いて、33 ページをお願いいたします。
0:22:06	こっから防護対象の範囲という説明書になりますけれども、
0:22:11	2314 ページ以降から記載をしておりますが
0:22:17	こちらの官房防護対象の範囲の考え方ですとか、記載内容について先方との差異はございません。
0:22:24	36 ページ 37 ページに
0:22:28	安全機能についてまとめておりますけれどもそうそちらのプラント固有の説明書ですとか、そういったところの際の
0:22:33	なっております。
0:22:35	いずれ社員については以上になります。
0:22:40	続きまして、
0:22:43	補足説明資料について御説明させていただきます。
0:22:46	イノウエ進むの 018201 の資料をお願いいたします。
0:22:52	2 ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:54	目次を
0:22:56	期待しておりますけれども、今回はあの施設共通の
0:23:00	アンチ電源に関する説明ということで、1 ポツから 5 ポツのところ、御説明させていただきたいと思います。ポートにつきましては、
0:23:09	結局から詳細設計に申し送りこんな事項ということでOdyssey説明事項として、
0:23:15	こちらは別途御説明させていただきたいと。
0:23:22	サンプルへと 4 ページをお願いします。
0:23:24	これまで 1 ポツで積雪荷重、
0:23:27	続いてまとめ
0:23:30	5 ページ 6 ページのところ、設置許可、
0:23:34	また、高及び工認において、設計に用いる積雪荷重に関する記載を、
0:23:39	まとめた表を
0:23:41	記載しております。
0:23:43	5 ページでは積雪単体の記載、6 ページでは組み合わせる際の積雪荷重についてのまとめております。
0:23:54	8 ページをお願いいたします。
0:23:57	8 ページでは航空機落下確率評価ということで、
0:24:01	2.1 ポツですけれども、工事計画認可申請のご報告の確認と、
0:24:06	ということで、
0:24:09	工事計画認可申請時にも設置許可からの
0:24:12	了解示している公布からも御責任を判断する基準を超えるような変更がないということを確認していると。
0:24:18	いうことを記載しております。
0:24:23	これ以降の評価結果について記載をして、
0:24:27	説明は割愛させていただきます。
0:24:33	次に 19 ページをお願いいたします。
0:24:36	3 ポツ、建築基準法における自然現象の組み合わせによる荷重の考え方についてまとめておまして、
0:24:43	それに近似基準法に要求されている。
0:24:46	積雪荷重、風荷重、
0:24:49	続いてまとめて、
0:24:51	おります。
0:24:57	34 ページをお願いいたします。
0:25:01	ここでは 4 ポツ工数について記載をしておりますけれども

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:05	こちらの設置許可まとめ資料の債権がなりますけれども、降水の
0:25:10	と設計基準の考え方ですとか、
0:25:14	放水の影響評価、
0:25:16	結果について、改めて、
0:25:19	記載しているものになります。
0:25:27	続いて、44 ページをお願いいたします。
0:25:34	こちら船舶の衝突影響評価について記載しておりますけれどもこちらも設置許可の後の資料、
0:25:42	の記載をそのまま
0:25:44	記載しておりますけれども改めて船舶の衝突に関する影響評価結果についてまとめております。
0:25:52	説明については割愛させていただきます。
0:25:57	補足説明資料については以上になります。
0:26:01	最後に別添資料について御説明させていただきます。資料がもうMs2.1-08をお願いいたします。
0:26:15	方針 3 ページをお願いいたします。
0:26:19	1 ぽつ概要記載しておりますけれども、こちらの資料は別途御説明いたしますけれども竜巻ですとか、ほぼ降下火砕物途絶えください説明書で選定している屋外に設置されている重大事故体設備についてまとめた資料になっております、
0:26:36	2 ポツ以降に記載している通り、
0:26:38	リストにして屋外に設置されている設備をまとめているというふうになってございます。
0:26:46	後ろの説明は以上です。
0:26:50	規制庁テルイです。ありがとうございます。それでは、
0:26:54	基本設計方針から。
0:26:59	確認をしていきたいと思っておりますけど。
0:27:02	何かありますか。
0:27:12	規制庁イワサキです。
0:27:14	基本設計方針の
0:27:18	当市の 40 ページイメージと積雪も話ができてくるんですけど。
0:27:32	ここを積雪、家族、
0:27:37	観測期間ですね、あと期間にちょっと
0:27:41	許可のときは書いてあったと思うんですけど、韓国、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:45	改革案を基本骨子基本設計方針に価格をいただいております。今全体聞いた患者の補足にしか入ってないんですけど。
0:27:56	令和、
0:28:00	ラックがなぜあって家族と入れたほうがいいかなと思ったんですけどいかがでしょう。
0:28:11	中部電力の吉岡です。おっしゃる通り原料記載がなくてですね基本設計方針なので、接しないってところが
0:28:20	あるところではございますけれども、
0:28:26	例えば説明書のほうに記載する。
0:28:28	ここまで来てるかなというところもありますけども、
0:28:35	基本設計方針側でっていう。
0:28:38	ことでしょうか。
0:28:41	規制庁イワサキレターすいません委員等終わったし、みやま補足に入ってたんですけども、説明書には入れたほうがいいかなという気が者島の基本的方針までは書かなくてもいいかなと思ってんですけど。
0:28:57	ちょっと御検討いただければ。
0:29:02	はい、条例の消化率称しまして検討させていただきます。以上です。
0:29:09	規制庁テルイです。
0:29:12	今のところなんですけど。
0:29:15	きだハザードの設定は既許可でやるべき話なんです。
0:29:21	ですけど、そこを含めて説明者に書くのがいいのか。
0:29:26	補足に書くのがいいのか。
0:29:28	そこは経営検討していただければと思います。
0:29:34	その積雪だけじゃないと思うんですよね。継続期間があるのは、
0:29:40	当然想定じゃあそうなったときに、
0:29:43	許可と工認定期と当然にして、時間の
0:29:48	経過があるわけですよ
0:29:51	必ず時間差が発生するもので、そうしたときに
0:29:56	計測範囲の妥当性みたいなものっていうのは基本的にも許可でハザードとして設定をしているもので見ているはずですから、
0:30:03	そこまで説明書で説明すべき内容なのかどうかというのを含めて少し検討いただければと思います。以上です。
0:30:15	12億円償還S波の御趣旨理解いたしましたので検討させていただきます。以上です。
0:30:27	規制庁イワサキです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:31	48 ページの同席っていうのを地すべり分析話のところなんですけど。
0:30:40	これでちょっと確認したいんですが、離隔距離が確保されているっていうのは、これは
0:30:47	ここでも御説明いただいてました。
0:30:53	10 年後の消火です。
0:30:56	そういう外部事象防護体制につきましては
0:30:59	石油アテンドすぎるから離隔距離ということを設置かかん方でも御説明をさせていただいております。以上です。
0:31:41	規制庁テリイです許可の議論でいわゆる外部事象防護対象施設あるクラス、いわゆるAクラス 3 かつ安全評価上その機能を期待するクラス 3 については、土石流、
0:31:54	影響範囲でしたっけ、ちょっと名称させましたけど、のカラー離隔がとれてるっていうのが示された上で、このられる事象防護対象施設に入らない。そういういわゆるその他のクラスターみたいなものについては、営業の土石流の影響を受けるようなエリアにあるものもあるからそれぞれ
0:32:14	影響評価について説明するっていうのが許可での説明だったと理解してますけど、その認識でいいですよ。
0:32:23	10 μ 紹介です。
0:32:25	御認識の通りでございます。以上です。
0:32:27	軽重テリイありがとうございます。
0:32:35	規制庁予算でちょっと最後にちょっとあの様なのですけど 47 ページのですねと。
0:32:45	はい。
0:32:46	何ら変わったり、さらに重大事故対処施設についても、というところがあるんですけど。
0:32:54	そこは御説明燃料プールの記載が使用燃料貯蔵槽括弧燃料プールって言ってこれは多分、先行プラントと実際合わせたのかなと思うんですけど、今までの中で、基本設計方針を私が聞いてきたヒアリングの中で、
0:33:14	設計方針だと思ったんに燃料プールというていたような気がするんですけど、ここでAtその費用原燃料眺望総発行遠慮来るとした。
0:33:25	はい。ちょっと聞きたいなと思うんですけどよろしいですか。
0:33:49	少々お待ちください。
0:34:09	上部の紹介です。
0:34:11	こちらの記載はですね、まず
0:34:13	柚子基準といったその条文要求の文言をまず記載した上で、括弧として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:20	当社の場合の名称、
0:34:22	を記載していると、そういった考え方になってございます。以上です。
0:34:27	規制庁イワサキですわかりましたっけ、技術基準に合わせて括弧内は個別に承認したってことは了解しましたありがとうございます。
0:34:37	はい。
0:34:38	皆さんも恩典だけ戦闘後ですね。
0:34:43	午後 11 ページの生物学的事象で
0:34:49	除塵装置及び海水ストレーナを設置してですね先日取水以降も施設のヒアリングを受けたときに、なんか除塵装置っていう中の名称はなくて中のパケットがスクリーン側の要望評価エレベーションまで除塵装置と書いて、
0:35:09	ませんっていうようなことを何かそういう説明をされたんですけど、親の結局、除塵装置とそのパケット渡すスクリーンのどっちが正しい文章ちょっと教えていただければ。
0:35:35	条例文章化です。
0:35:37	こちらの記載につきましてはちょっと内で確認させていただきまして、記載ぶりは検討させていただきたいと思います。以上です。
0:35:45	規制庁イワサキです。わかりました。ちょっとそうですね。そこちょっとあの確認していただいているしろ
0:35:53	正しい名称に統一していただければ、よろしく願います。私からは以上です。
0:36:02	傾斜テルイ効果、
0:36:07	はい。
0:36:09	はい。
0:36:11	規制庁フジタ別様式 7 の通しページだと 8 ページをお願いします。
0:36:20	はい。
0:36:23	それですね。
0:36:30	工事計画認可申請書基本設計方針の後についての記載の方向についてのちょっと確認をさせていただきたいんですけども、
0:36:38	基本的に他の設置許可、設置変更許可申請書本文と他の申請書類ですね下線で書いてあるところについては、工事計画認可申請書基本設計方針後、
0:36:54	あとこれは黒字で記載しているという認識なんですけれども、そういう記載方法。
0:37:01	えよ
0:37:02	記載されておりますでしょうか。
0:37:06	説明よろしく願います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:10	順に紹介です。
0:37:12	おっしゃっていただいた通りでございます、赤線で記載しているところにつきましては基本設計方針のところでは黒字で記載しているというところで本日は通りでございます。以上です。
0:37:25	御説明ありがとうございます。関連に書いてある通りだと思うんですけどもそこですわね
0:37:32	例えばですねと、この 8 ページの工事計画認可申請所基本設計方針後のところの 3 行目にノー及び人為事象に対するのところ個々の細かいところなんですけど、JA事象とかっていうのは、
0:37:48	OGとかで記載された方がいいのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。
0:38:07	静脈認証化ですとちょっと時所については青いのが適切だと思いますので、こちらは
0:38:14	休憩させていただきたいと思います。以上です。
0:38:18	規制庁フジタです。了解いたしました。他のところもちょっと確認してですね、私が見つけたところだとかにも、二、三ヶ所はあったので、全体的に資料として確認していただいて適正化していただければと思います。よろしく願いいたします。
0:38:37	中部の紹介ですそうしましたら、最後の確認しまして適正化させていただきます。以上です。
0:38:45	規制庁桁です了解いたしました私から以上です。
0:38:55	規制庁テルイです。まだ説明書とほぼかぶるんで説明消火はデコンプしようと思うので基本的方針側では少し会計的などころでございます。
0:39:05	していきたいんですけど、例えば様式 7 もそうなんですけど。
0:39:12	比較表もそうだけどね、この 7 条の
0:39:16	説明
0:39:18	ですよ 7 乗を説明するためにつくってる様式 7 だと思うんですけど、さっき出てきた 8 ページとかも含めて整備について記載されてるの何でなんですが、S NL等で別状況 54 条。
0:39:36	ご 54 から許可で言うと 43 条、
0:39:39	アガワで説明するものじゃないのかなと思ったんですけどちょっと今手元に先行の例がないので健康からそうだったのかもしれないんですけど、その 7 条の説明としてSEが書いてあるっていうのはどういう言い方でしょうか。
0:39:56	SHO-BIの紹介です。
0:39:58	おっしゃる通り七条ですのでDtの記載。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:01	ということで以西は 54 条っていうのはそのとり方がございます。思いますけれども、これについては
0:40:09	現行の記載も参考にさせていただきまして、自然現象に関する
0:40:14	内容を記載するというので一斉も含めて、こちらにまとめさせていただいたという形になっております。以上です。
0:40:22	規制庁ドリフト都度 54 条側ってどうなるんでしょうか。
0:40:36	中国も紹介率、
0:40:38	50 につきましては当然 54 条。
0:40:41	そして、時電源に対する要求
0:40:44	がございまして、こちらは補助が補助 4 条側でも
0:40:50	記載を、
0:40:51	いう方向で考えております。以上です。
0:40:56	規制庁のレベルとそうすると、その 7 条での説明に書いておきたいと 54 条で書いてある記載というのが甘い性に関しては、
0:41:04	50 でしかないんですけど、Fa に関しては、7 条と 54 条で同じものが書かれるということで、
0:41:26	十二分紹介率のおっしゃる通りの記載についてはまた同じ内容になると考えております。以上です。
0:41:34	規制庁のテレイです。御説明は起こりましたという。どう
0:41:41	ちょっと私のほうでも選考を確認をしてみますと、
0:41:46	やはりその SE がその 7 条の説明として記載されてることに非常に違和感があつてですね。
0:41:56	雨水は、
0:41:58	別にその 7 条で整理をする話ではない。
0:42:02	結局基本の方針になっていわゆる原理の共通になったときにはこの自然学習に対して DB と SA とそれぞれ書かれてるっていうのは当然そうなんですけど、その個別の 7 条の適合性、或いはその
0:42:18	54 条での適合性を説明する書類。
0:42:21	に特にかから上部側で何かちょっと SA が入って非常に違和感を感じてこれまた安全性確保の問題だけだと思う。
0:42:30	ちょっと私でもほうでも施工計画にしますけど、ちょっと
0:42:34	どう記載するべきかっていうのは、ご検討いただければと。
0:42:42	条例の紹介です。
0:42:45	趣旨に開始いたしましたのでこちらで改めてちょっと整理っていうか検討させていただきたいと思います。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:54	規制庁あたりです。
0:42:56	セキュリティわかる話をちょっと説明者側で確認しようと思いますので、都市からは以上で
0:43:05	説明書側で何か。
0:43:25	規制庁のイワサキです。名称も9ページなんですけれども、
0:43:35	以降の津波防護対策の相違と書いてあって、これは島根理由とか、調剤島根は長寿化してるから大丈夫ですよという認識でよろしい。
0:43:53	上限を紹介する認識の通りでございます。以上です。
0:43:58	わかりました。ありがとうございました。
0:44:05	お金車両と、
0:45:27	規制庁イワサキです。
0:45:31	14ページですね、本当に備考欄なんですけど、
0:45:37	選定事象の相違となっていて
0:45:42	東海第2のほうはマスキングになっているのであの事象の名称までは備考欄に書かないほうがよろしいかなと、資料上マスキングされてると思うんですけど、いかがですか。
0:46:00	12月の紹介です。
0:46:02	おっしゃる通りだと思いますので、こちらの記載を適正化したいと思います。以上です。
0:46:13	規制庁イワサキですわかりましたと同じような感じで24ページですね備考欄の話者の柏崎のところですね
0:46:25	設計方針素因となっていて
0:46:30	おじさん評価条件を書いていらっしゃるのでもちよつとこの辺もな書き方をちよつと工夫していただければと思います。よろしくお願ひします。
0:46:42	重要現象回数班長しました。
0:46:45	改めて検討したいと思います。以上です。
0:47:18	はい。
0:47:20	規制庁藤田です。説明書比較の10ページをお願いします。
0:47:30	備考の2ポツ目のところなんですけれども、これ機械的影響と機能的影響って書いてあるんですけども、これ具体的にどういう影響なのかを
0:47:44	御説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:47:49	中国電力の永田です。もう竜巻影響評価のほうでは、機械的影響で
0:47:55	法人へ外部事象防護対象施設に当会とかで倒れて当たるとかっていうようなものが機械的影響として評価をして、あとはディーゼルの
0:48:06	このベント管とかですね、そういう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:09	はい、そういうものをへの影響というのは、機能への機能への影響ということで、
0:48:17	はい、機能的影響ということで評価を分けて御説明させていただいております。以上です。
0:48:37	規制庁フジタです。機械的影響が物そのものが完全に壊れてしまうっていうところの影響では機能的影響っていうのが
0:48:52	そのもの本体ではなく、附属物が壊れてしまって、全体的に非機能というか、役割を果たせなくなるからそれが機能的影響に該当するっていう理解でよろしいでしょうか。
0:49:08	はい、中国電力の永田です。機能的影響のほうは、今御説明いただいた通りですね機械的影響はそのものがといいますか
0:49:17	地震とかのはっきりきょうとかみたいに物が倒れてあったりとかそういうような距離的な評価ですね、外部事象防護対象施設への影響を確認しているものが時々機械的影響のほうです。以上です。
0:49:38	規制庁フジタです。ここ御説明に関しました。
0:49:43	とりあえず私から以上です。
0:50:15	鉄塔のテルイです。細かいことも含めてというか日本語的なところも含めて、
0:50:23	どう説明書の5ページで、
0:50:29	概要のところなんですけど、これは単に並立関係が読みにくいなと思っただけで残業出したから、
0:50:38	そっちに進行6行目から技術基準規則食うの言いようしてる部分なんですけど。
0:50:45	6条と51条で括弧津波による損傷の防止で警備が来て七条整備にそれらの解釈って書いてあるんですけど。
0:50:55	これ並立してるのは6条と51条で津波で7条等、それらの解釈。
0:51:05	いうこの三つが並列になるかなと思ったんですけど、そうだとすると、六条及び51条にして、すでに7万平米にこれらっていう方が読みやすいんじゃないかなと思ったんですけど、どうですか。
0:51:28	92部の消火です。
0:51:30	こちらにつきましては、ちょっと
0:51:33	今現状読みづらいというところが、
0:51:36	ございますので、その記載ぶりは検討させていただきたいと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:41	はい。法律関係を読みやすくするというわけであるご検討いただければと思います。それからもうちょっと並立環境出張骨子ですけど、5 ページの一番下のパラグラフですね、あの防護施設として設置する施設のことなんですけど。
0:51:58	ほぼ設置状況、
0:52:00	当d並びにで繋がって耐震重要度分類及び重大事故対策設備保全進捗
0:52:10	国立高度強度確保して書いてあるんですけど、このソフトの設置状況で後ろ後段の文書のどこに係る
0:52:24	設置状況にに対し構造強度確保支援に係る
0:52:35	中国電力フタミです。ちょっと記載箇所を確認しますので少々お待ちください。
0:53:11	中国電力のフタミです。このパラグラフの設置状況のは講じる上の業務のですね、防護措置として、
0:53:23	ですから、設計基準対象施設または重大事故等対象設備に対して講じる防護措置がこれのことを指すというふうに考えていきたいとございます。
0:53:34	きちっとてるだろうその出させているものはいわゆる防護措置適切だったのはわかっている、設置状況っていうのが後ろの文書のどの文章に引っかかるんですかって言うことが質問ですけど。
0:53:49	ここの設置状況が並びにで
0:53:53	耐震重要度分類とSAの設備分類。
0:53:57	というのがセット並べて、そうすると、
0:54:01	その設置状況に応じた地震力っていうのか、あとの後段側地震力までが並列関係になって、設置状況に対して構造強度確保Cと言ってるのか。
0:54:13	或いはまた全然違うところにかかってくるのかっていうそのその設置状況っていうものが、
0:54:21	どこに来後段がある文章でかかってくるんですかっていうご質問ご意見質問の意図です。
0:54:27	中部の紹介です。
0:54:29	ちょっとその設置状況んところの記載につきましては、その次の5-7に応じた地震力
0:54:35	設置状況に応じた地震力に対していうふうにかかっていくというふうに
0:54:40	考えております。以上です。
0:54:43	規制庁出るかに応じたに書かれるってことですね。うん粗度住所設置状況に応じた地震力っていうのは、
0:54:51	これはどういう意味になるんですか。
0:54:58	その設備分類とか耐震重要度分類に応じた地震力っていうと、それぞれ甘くクラスがSPCと或いはSAの緩和なのか防止なのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:08	によってその設計上考慮する地震力が違うっていうのはわかるんですけど、設置状況に応じた地震力っていうのが、そうすると、どういう意味になるのかというのを教えて欲しいんですけど。
0:55:22	中国電力のカシマと申します。その設置状況等をいただき、例えばですけども地上構造物、地中構造物での地震力の与え方がありますとか、地上構造物でも短そのものたそのもので、
0:55:34	地震力なった方が変わってきますので、そういうところの言及しているものでございます。以上です。
0:55:41	計画ですわかりますし。だから例えば議事整数っていうものに対しても上限値地中でも市場でも違う市場で下階そのままフローを使ってくるので。至るところによって変わってくるし、
0:55:58	という。
0:56:00	意味で設置状況も地震力上は考慮されるので書いてあるっていうそういう理解でいいですか。
0:56:07	地方電力カシマで少しられる通りと理解しております。以上です。
0:56:12	規制庁テルイです意味はわかります。
0:56:23	はい、定めればわかります。
0:56:26	続いて6ページ目なんですけど。
0:56:35	6ページ目の一番上のパラグラフの一番最後防護の思想た点検対象とする発生元から一定の協力ことによって既設のポチで書いてあるんですけど。
0:56:48	この防護措置その他底面対象とする発生元から一定の距離を置くことによる適切なこちっていうのは、
0:56:58	これは、
0:57:02	この
0:57:04	防護措置と。
0:57:06	その他
0:57:08	を対象とする発生元から一定の協力ことによる適切な措置との関係がちょっとよくわからないんですけど。
0:57:14	これはどういう意味ですかその適切な措置の例示として防護措置と離隔を確保するっていうことがあるっていう意味です。
0:57:34	電力のフタミで申し訳ございませんご指摘いただいている箇所についても、ちょっと
0:57:39	もう一度、何ページ6表記説明書のいただけますでしょうか。説明書の
0:57:47	6ページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:50	一番最初のパラグラフ設計基準第 2 点目の起因事象の設計基準対処施設は っていうパラグラフの一番最後の行ですねえといったら上から 1234566 行目。
0:58:04	のところで、防護措置その他点検対象とする発生限界って抜けることにより適 切なときですけど。
0:58:11	ここの部分です。
0:59:03	中部の消火にする。
0:59:09	質問の趣旨とします。
0:59:11	っていうはその防護措置その他
0:59:14	排除する発生元から入ってくることによるその他の点も、その解釈とか、そうい った観点でよろしかったでしょうか。
0:59:24	そうですね。この防護措置って書いてあることと、その他という書いてあること を対象とする発生元から一定の距離を置くこと、
0:59:33	いうものの関係がちょっとよくわからなくて、
0:59:36	これはそれぞれ決定適切な補機、
0:59:40	の内数で例示ってということなんです。
0:59:59	少年文章化ですありがとうございます。
1:00:02	こちらのおっしゃる通りで適切な対策、対応の例示が並列の関係で防護措置 であったり、委託料ことと、
1:00:11	措置を講じるということを記載を、
1:00:14	てるものであります。以上です。
1:00:17	委員長テルイですが、交流ましと。
1:00:21	例えばその 1 個前のページ 5 ページの下から二つ目のところと比べましたか ら、12。
1:00:29	123456 行目だと、ここはあの防護措置その他の適切な補機って、
1:00:37	を講じるってしこれ底面現象から書き方として書いてありますけど。
1:00:45	このほぼその他
1:00:49	その他の前にある言葉が、基本的にその励磁になってて、ほぼ例示があって その他の適切な措置とそのその他のその防護措置がレジでその他の適切な 措置というものの説明になってるってというのが読みやすい。
1:01:05	文章なんですけど。
1:01:12	或いはもう 1 個自然現象一抹の泊でも防護措置と地盤改良、
1:01:18	その他ってというのが、
1:01:20	供用中における入場従って適正化措置ってというのがそのがいれば共有手が け運転管理等の運転。
1:01:28	運用上の適切な措置、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:32	ここでちょっとおかしいような気もするけど、そんなにうがっその他の後ろに書いてあること、その他の前の文章が理事をしてるっていうのが、その他を使うときの読み方だと思うんですけど。
1:01:43	そういうような文章構造になってないので、そこが少し読みにくいなと思っただけなんですけど。
1:01:54	チューニングの紹介です。
1:01:56	趣旨は理解いたしました。こちらは確かにちょっと
1:02:01	文章的にどうかなっていうところ。
1:02:09	すみません、規制庁テルイです。
1:02:12	保育士後ろ側の音声がちよっと飛び出てしまったんですけど。
1:02:17	検討されるっておっしゃられたのか、ちょっとすみません聞こえなかった。
1:02:25	事務局の紹介を失礼いたしました。音声大丈夫でしょうか。今大丈夫です。
1:02:40	メーカーなあ。
1:02:47	はい。
1:02:48	すみません、ちょっとそちらの音声途切れて、
1:02:51	より聞こえませんでした。規制庁テルイです。今は大丈夫そうですか。だめか。
1:03:09	住民の生涯 1000 若干とるときにはまだなっております。
1:03:20	規制庁テルイです。
1:03:23	ちょっとこちらの通信環境があまりよろしくないようで。
1:03:30	今はどうでしょうかね。
1:04:31	規制庁のテルイです。これでどうでしょうっていう聞こえてますか。
1:04:40	町民重症化です。音声よく聞こえます。
1:04:44	はい、じゃあ、
1:04:45	すみません、ここで記載をさせていただきます。
1:04:49	それで先ほど進め最高後段側のちょっと音声途切れてしまって、あの部分者がちょっとおかしいかもしれませんのでというところまで聞こえたんですけどそのあとは検討されるっていうことを御回答されたってことでよろしいですか。
1:05:05	住民の紹介です。おっしゃる通り、こちらの記載を適正化検討させていただきたいと思います。以上です。
1:05:13	よろしくお願いします。
1:05:16	フォロー
1:05:19	東光で6ページの下から求まる2ポツ3外部からの衝撃により防護すべき施設のところで7ページ、gっていただいて、2.4 組合わせの前のあの津波のところなんですけど、これちょっと、
1:05:39	話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:41	ちょっと津波防護対象施設については、
1:05:44	6条の解釈を踏まえた耐震Sクラス施設を含めるって書いてあるんですけど。
1:05:49	ここはちょっとその、何に含めるのかが書いてなくて、
1:05:54	やろ。
1:05:58	その外部からの衝撃により防護すべき施設に含めると言ってるのか。
1:06:04	外部事象防護対象施設に含めると言っているのか。
1:06:10	ここ。
1:06:11	或いはその津波防護対象施設については、その外部なき外部事象防護対象施設に、この6条解釈を含めると言ってるのかちょっと
1:06:24	その部分を設ける際の津波防護対象施設の範囲をちょっと読み、読みにくいなと思ったんですけどここはどういう整理で、
1:06:46	協力員消火です。
1:06:48	こちらの津波に関する記載ですけれども、津波防護する施設としては、耐震Sクラスの施設に入るといことで、こちらにとしましては
1:06:57	何に対して案外部からの蒸気津波に対して防護すべき施設に含めるといった意図で記載をしております。以上です。
1:07:06	定着率その6条解釈で耐震性が含まれますよっていうのはわかってるんですけど、この
1:07:15	津波から津波からの衝撃防護すべき施設についてはっていうのは、このSクラス施設施設プラス
1:07:25	外部事象防護対象施設と言ってるのか、外部からの衝撃より防護防護すべき施設、
1:07:32	こう言ってるのかどっちですかって質問の意図なんですけど。
1:07:50	少々お待ちください。
1:08:20	12の消火にする。
1:08:22	こちらにつきましては、内除外施設につきましては安全より分類のクラス1クラス2と評価上、
1:08:30	大きな期待するクラス3と定義してますのでそれに加えて、津波については耐震クラスの施設の
1:08:36	含めて津波防護出して設備と
1:08:40	設定していると。
1:08:42	ユニットで対応しております。以上です。弊社のテルイです。そうすると、津波防護対象施設は、外部事象防護対象施設に加えて、6条解釈踏まえてつくらその施設を含めると読めばいいということよろしいですか。
1:09:03	地方公務員消化率を御認識通りでございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:08	きちっとリザーブわかりますし、そうすると、津波防護対象施設の中には外部から教育により防護析出は入らないので衛生設備は入らない。
1:09:20	ということでしょうか。
1:09:42	少々お待ちください。
1:11:02	12号の消火です。
1:11:04	別紙についてはですね一斉設備につきましても、
1:11:09	防護するものとしては考慮は、
1:11:11	いるんですけども、こちらについてはあくまで
1:11:15	外部事象防護大切に加えてについては耐震クラスも追加していると。
1:11:20	いう記載をしているということで全体の記載ではなくて、また追加しますという説明をしている。
1:11:26	実際になっております。以上です。
1:11:30	規制庁テイルです。だからその追加しますっていうものはわかってて、どこに追加してるんですかって、文章上読めないから確認してるんですけど。
1:11:43	今、
1:11:47	基本多分も許可のときに整理をされている話なので、それが、
1:11:53	ちゃんと読めますかどうですかっていうことで、今確認をさせていただいてるんですけど、今ほどのこのまた書きの前の部分では外部からの衝撃防護すべき施設っていうそのSAも含めて概念の炎
1:12:08	弁レンズ減税加久藤林と思うんですけど。
1:12:12	防護消費率施設ってのは、SAも含めて一方でその外部事象防護対象施設っていうと、この内の1EBのそのクラス1クラスに雨評価調査の機能を期待するクラス3っていうのが一番大切だという、このため、外部。
1:12:28	からの衝撃で防護すべき施設の
1:12:31	内中の内数として火災事象防護対象施設っていうのがあると思うんですけど。
1:12:36	そうしたときに、その津波については、このタイ政府を含めますっていう、
1:12:42	のが、そのどっちのグループに含まれるんですか。
1:12:48	いうことを、が、今この文章上読み取れないのでどっちですかっていうこと聞いてるんですけど。
1:12:58	はい、中国電力の永田です。はいちょっとご指摘の通り
1:13:03	また書きの параграфのところ、津波からの衝撃により防護するべき施設で囲い
1:13:12	防護対象設備というふうに
1:13:14	ておりますのではいちょっとこの辺をきちんと
1:13:18	いうことを記載内容、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:20	そして、
1:13:21	はい。福祉。
1:13:23	御指摘の物心答えるちょっと
1:13:26	次に移って適正化をちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。
1:13:32	規制庁のテリイです。よろしくお願ひしたいな基本的な概念としては理解をしていて、もともとDBとSAの関係もあって、
1:13:42	性があると想定面積で準じて防護対象改正ですよという概念が全部基本とまらずDB消防法対象施設と、
1:13:49	それに対して耐震のSクラスが含まれてるというグループがあって、それに同じような、そのさせ、DBのみたいなそのDBのグルーピングがあった上で、津波の防護方針が定められてテリイについては、それに準じるっていう形で許可で稼ぎをしているはずなので、
1:14:09	その辺が少し今の書き方がちょっとこう、いやいや曖昧な書き方になっている。
1:14:16	少し整理をして期待していただければ。
1:14:25	はい、中国電力の永田です。ご指摘ありがとうございます。来再検討してまた御説明させていただきたい。
1:14:37	細かいのを聞いていただくとちょっと時間が
1:14:41	すいません7プラスで少し何点かだけ確認をさせていただきます。
1:14:45	2.4の組み合わせの7ページの2点を組み合わせのところで、
1:14:50	組み合わせる荷重の大きさについては、建築基準法に準じるものとするって、
1:14:56	いうふうに書いてあってですね、これこれの理解をちょっと確認しておきたいんですけど、これは結局時従荷重として考慮するのは、風と積雪っていうのがあってそれはそれぞれ選挙の建築基準法、或いはそれに準じて、
1:15:11	設置設定をしているものなので、ここは建築基準法に準ずるものとするって書いてあるという理解でよろしいですか。
1:15:22	吸入空気の紹介です。
1:15:24	こちらの認識の通りでございまして風でやっぱり積雪やったりというところを建築基準法に準じて設定するということ。
1:15:33	を考慮しております。以上です。
1:15:35	来ちゃってるでしょ。わかりました。それから次のちょっと単なる記載なんですけど、8ページの3.1自然現象の2パラ目の丸上から1234行目。
1:15:48	設計上考慮する専任職過去地震を除くとして設置許可を受けた9事象に津波を含め10事象とするって書いてあるんですけども、万全にや津波も設置許

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	可を受けてますよねって言うだけなんですけど、この中で、設置許可桁系自社で津波を含め 10 事象をするっていう
1:16:05	山趣旨はその許可六条では地震と津波を除いているので、
1:16:09	そういう意味でその 6 条。
1:16:12	で言ってる救急事象にご高承津波が入ってますよっていう意味だというのは、臨時重視理解をした上で、その許可を受けたっていうと、それ自身も津波も、
1:16:29	事象としては許可を受けてますよねっていうことで、
1:16:37	もう少し記載を検討してもいいんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:16:44	中国の消火です。
1:16:46	おっしゃる通りで結構 6 条の観点で計上に津波含めていった記載をしてございましたけども
1:16:55	こちらは記載法案検討させていただきたいと思います。以上です。
1:17:08	あまり
1:17:09	強く言葉でその 6 条許可 6 条との関係で、こっちのほうが書きやすいとわかりやすいということであれば、組織として津波が許可を受けてないと思ってるわけではないのですよね、その 6 条との関係で、こっちのほうが整理整備しやすいと。
1:17:26	いうことであればそれで構いませんので少し検討していただいております。
1:17:32	中国電力フタミですご発言の鋼板だけちょっと聞き取れたんですけども、
1:17:37	名できますでしょうか。すいません、規制庁のテルイです。
1:17:44	趣旨としてですね津浪自体が許可を受けてないということはい趣旨ではなくてですね、
1:17:52	6 条許可との整合性の観点から、
1:17:57	6 条と津波分けて書くという整理でもそれはそれで構わないと思っているので、今のままの書き方のほうが許可、許可整合を考える上では書きやすいですということであればそれはそれで結構ですので、少し
1:18:13	先ほど言った趣旨も含めて検討いただければと思います。
1:18:20	趣旨理解いたしました起債また検討させていただきます。
1:18:24	はい。
1:18:26	あと、すいません、これもちょっと確認なんですけど 10 ページ目の
1:18:33	(6)積雪つうの。
1:18:38	2 パラ目で積雪に対する時は同様な堆積荷重の影響を考慮するかばん事象に対する設計の中で確認するっていう
1:18:45	書いてあるんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:47	これは結局荷重の組み合わせとして、
1:18:53	関さん。
1:18:56	のトラス受云々ざるプラス 10 荷重積雪っていうものを火山の
1:19:04	結局評価の中で、
1:19:06	それは自然現象の強度の中でそれを見ているから、そこに包絡されますよという趣旨ですか。
1:19:14	中央にご紹介する通りでございます。以上です。
1:19:19	おっおりました、
1:19:25	結局その積雪保護が設計基準で言うところの積雪 100cmですけどその組み合わせるときは、幹事 5 センチになると思いますけど、その積雪 35cmから数、課題の 15 時 506000 チラシ湿潤状態での荷重で、
1:19:42	& で出したほうが設計基準積雪 100cm よりも大きくなるからそれに包絡されま すっていうのが別の火山側のほうで説明がされる。
1:19:51	ということで、
1:19:53	いいですよ。
1:20:02	文章化です。
1:20:04	おっしゃる通りでございます火山灰を火砕物等の適切では
1:20:09	トミスとか違いますので、結果として火山灰の補助クレーン純層発動できる 35 cm を組み合わせたほうが
1:20:18	厳しいものになるということで、こちらの評価をしております。以上です。
1:20:23	ちょっとよくわかります等、
1:20:28	／といて、これ、これも細かい話なんですけど。
1:20:39	ここで、
1:20:46	はい。
1:20:48	ちょっとみんな取ったのが 1012 っていう 12 ページ目の 3.2 の人為事象の
1:20:56	ふうん。
1:21:00	はい。
1:21:01	ここ、航空機の墜落のところですね、真ん中ら辺系と、
1:21:10	d の。
1:21:12	後期の取り組みについては、いうその保安院内きいことで評価した結果、
1:21:19	また工事計画認可申請時においてっていうふうに書いてあるんですけど。
1:21:24	ここでこれ単純に瀬、
1:21:27	去年度三条会計で工事計画認可申請が設計及び工事計画になったので、
1:21:33	これは名称は就職された方がいいんじゃないかなとは何ヶ所か工事計画認可 申請っていう言葉ですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:41	令和の設置工認に今後直される。
1:21:57	中国電力の森田イタイガワですけども。
1:22:03	島根 2 号機は
1:22:05	づい計画認可申請書で最初申請しております、
1:22:13	Od確認カンマと書いてあるんですけども。
1:22:18	先行電力も設工認等を記載してるんでしょうか。
1:22:24	JA等にまず判断
1:22:32	ちょっと今手元に資料がないのであれですけど。
1:22:36	確か補正で、設計及び確か冒頭かなんかで、設計及び工事。
1:22:44	計画と書いた上で、
1:22:46	以下、以下工事計画というのかっていう再定義置いて、
1:22:52	柏崎なんかは整理していたような気がします。ちょっと今、すみません、手元にないのだったら、
1:23:02	何でしょう。
1:23:05	嘘許可もそうだったかもしれないですけど、対象原子炉設置変更許可申請書とした上で発電用原子炉施設。
1:23:16	直した。
1:23:18	なお捨てたような気も。
1:23:20	するのはするんですけど。
1:23:24	そのなんでしょう。
1:23:26	結局、工事計画におっしゃる通りその島根の場合は、工事計画認可申請で当初申請が出されているのはその通りで、ただ、一方次の工事計画認可申請時って書かれると、じゃあその平成 25 年の 12 月時点ですか。
1:23:42	こういう何か。
1:23:44	荒れる誤解も招くんじゃないかなというのをちょっと懸念していて、
1:23:52	その新生児っていうと、まさにその申請した時点は示されているという、そうすると、平成 25 年時点なんですかって、
1:24:01	いうふうな感じが生まれるかなと思ったんですけど。
1:24:04	そういう意味で記載を適正化したほうがよろしいんじゃないかと思ったんですか。本店いかがですか。
1:24:13	中国電力のイタイガワです。ちょっと先行プラントの記載も確認した上で改めて検討して記載の適正化をしたいと思います。以上です。
1:24:24	気象庁の例です。すみませんちょっと私も調べておきますご検討お願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:32	もう1個、これも確認ですけど、この下の方で従ってというのが1パラグラフ側で中期の直前ですね。
1:24:41	内訳の直前に新しい重大事故と対象に対する航空機の墜落を考慮するって書いてあるんですけど。
1:24:49	これは
1:24:52	うーん。
1:24:54	どういう
1:24:56	いい程度書いてるのかってこれ
1:24:59	その分散配置とかっていう、
1:25:02	外的事象の意図で書いている。
1:25:07	特にそうかねというふうに考えてもいいの外的事象っていう意味で書いてあるのか。
1:25:12	或いはもう少し広くていわゆるその他大規模損壊的なところまで含めて、として書いてるのかっていうことをちょっと確認したかった。
1:25:24	基本的にこの消火です。
1:25:27	こちらにつきましては前えっと全体のおっしゃられた前者のほうで考えてございまして、これ設備の的分散ですとか、そういったところで考慮していると。
1:25:39	いう想定としております。以上です。規制庁のテルイです。趣旨はわかりました。
1:25:46	とりあえず、
1:25:50	どうぞ。
1:25:51	ちょっとじゃあ私全部読み切れてないんですけどあまり今のところを確認したいところは以上です。
1:25:58	ちょっとその辺ちょっと時間があれですね、局部
1:26:02	ほかに何か補足とかでまだ
1:26:06	一部、
1:26:07	ちょっとすみません、時間になっちゃって終わらなかったのも、
1:26:14	もし何かこの後また読んでですね、追加でコメントがあれば、改めてちょっとヒアリングを設定してですね、やらせていただきたいと思うんですけどいかがですか。
1:26:29	すみません、ちょっと時間が押して中国電力の永田です。テルイさんからご出席いただきました先ほど津波の被災の7ページのところなんですけれども、ちょっとEPのときの津波の定義を再度確認しました

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:45	津浪防護対象設備はAと設計基準対象施設の津浪防護対象設備等、あとは重大事故等対処施設の津浪防護対象設備ということで定義しておりましたので、
1:27:01	ベビーもSAも含めて両方津浪防護対象設備と言っております。
1:27:07	この7ページのまた書きのところは別途自然現象のうち、津波からの衝撃により防護する施設の衝撃により防護する施設は、この説明書の中で定義してあるのでBのクラス1に、安全評価クラス3プラスSA設備
1:27:24	に対して、Sクラスを津波だけはプラスして考えますと、そういう趣旨で記載しておりますので、はい。今の説明であれば、現状の表現で
1:27:38	問題ないかなと思いましたが、テルイさんのご質問の趣旨に御回答になっておりますでしょうか。経済予定です。そういう意味で等へと外部からの衝撃より防護すべき施設に
1:27:52	加えて、その耐震Sクラスが含まれるということですかね。
1:27:59	はい。その通りでございますので、そうすると、ここの
1:28:03	ここに
1:28:05	わかりやすさでいえばそう書いたほうがわかりやすいような気はしますけど。
1:28:12	を含めるっていうのが結局何に含まれているのかって、やっぱりよくわからないので、
1:28:19	その条例多分枠としてはこういう意味では等外部からの衝撃防護すべき施設よりプラスアルファされてるっていう
1:28:31	ことなんじゃないかなと思ったんですけど、そうすると、結局このパラグラフ自体が外部からの正直より防護すべき設備に減産求償中で、その中で特に加えて含めるっていう言わないと、外部からの衝撃より防護すべき施設の中に、
1:28:49	耐震クラスが含まれるような
1:28:52	文章になっているような気もするんですけど。
1:28:56	はい、中国電力の永田です。ご指摘ありがとうございます加えて、そういうSクラスを含めるというような表現をちょっと検討して修正したい。
1:29:09	はい。
1:29:10	すみませんちょっとお時間を追ってしまいまして、すみません跨ぎ先ほど言った通りちょっとまた何か追加でコメントがあればですねヒアリングを改めて設定をしてさせていただきたいと思っておりますので、
1:29:25	とりあえず今日は
1:29:29	ここまでにしたいと思っておりますが、中部電力から何か今今時点で何か。
1:29:35	行っていきたくておきたいことがありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:43	すみません、中国電力の村上です。すみません一番最初のほうにいただいたコメントをちょっともう一度確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。はい、御措置その他のということで、励起になってないっていうご指摘だったんですけどあの道路課長が税金なんてない箇所すみませんもう一度
1:30:04	補正いただけますでしょうか。
1:30:06	それで指摘 07 は説明書の 6 ページの時事象のところ、
1:30:14	今防護措置その他対象とする云々かマニュアル的なものを講じると書いてあるんですけど、私が申し上げたら、そのその他っていうのを使うときに、
1:30:28	その他の後ろにある。
1:30:32	ものをその他の前にあるものが例示するなり並立するっていう関係に
1:30:39	文章上はなるので、そうすると、防護措置その他、一定の距離を確保と
1:30:47	ていうのが、その一定距離を置くことの例示が前を一定量ことによる適切な措置っていうものを例示が防護措置ですっていうふうに読めちゃうんですけど。
1:30:59	先ほどご説明では防護措置と一定の距離をこっというものが並列関係各部であれば、
1:31:05	これは
1:31:09	その他の位置をずらすだけ何百ちょっと文章書いたほうがよろしいんじゃないんですかって言うのが、
1:31:14	指摘の趣旨でウワーほかのところにもあると思うので、それ見ていただければいい。
1:31:21	中国電カムラカミです。私の理解ですと、その他の場合は例示でそう思ったのがつかない側が並列だと思うんですけども、この場合防護措置その他で。
1:31:36	並列の関係にある。
1:31:38	記載期待なんで 0 じゃないかなと思うんですけど、この記載だと言っておっしゃる通りですよ。その他ということなのではその他の名前は例示になるんですけど、じゃあこの言葉をここにならなくて、
1:31:52	で、防護措置の対象とする例その他を使うときは、後ろで書いてあるものがきちんとこのなんでね、関連含む書かれるはずなんですよ。
1:32:05	よく意味がわかります。
1:32:09	このじゃ防護措置とその対象とする発生元から一定の距離を置くことによる適切なこっちっていうときに、
1:32:21	並立で表したいんだから、
1:32:24	その対象とする発生元から一定の距離を個々により適切な措置と関連づけものとして防護措置があると思って。
1:32:34	あるんちゃうかなと思いますけど、いや、この防護措置と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:40	いや、
1:32:41	防護措置等を対象とする発言から言ってることによる適切な補機っていうもの分けて全中違うものだと思ってるんですけど。
1:32:50	その何を並列関係としておくかと思っていて、
1:32:56	はい、中国電力のムラカミしたのだから一定の距離をことも防護措置はないかという、
1:33:02	御指摘と理解しました、なんでと並列関係じゃないんいる関係でもないのなんでしょうという御指摘なのかなという理解ですけど、それでよろしいとその例示されてるそれ時点がこの並列関係なんですけど。
1:33:19	例であればその例えば防護措置代表する発言いただけれ力をとにかくや
1:33:24	もうなんか
1:33:29	うーん。
1:33:33	いや、単に並列出かきたいんだったら、
1:33:37	ここでいいですよねなんか育て書く意味がないんですけど。
1:33:45	はい、中国電力ムラカミです。
1:33:49	まずちょっと記載のほうは検討したいと思います。はい。
1:33:54	以上です。
1:34:22	規制庁てるとか何かありますか。
1:34:25	中国電力から、
1:34:30	中部の紹介するところもございません。はい、ちょっと時間過ぎちゃうのでですね指摘事項の確認はちょっと今、個別に何個か多分気になるところはあるか確認をいただいたと思っているので、
1:34:48	ちょっと今改めて確認をするしないようにしたいんですけどそれでも或いは何かやっていきたいということであれば、やってもいいんですけど。
1:34:59	ちょっと時間を過ぎたのでどう当初かなと思ってるけど、どう、どうしますか。
1:35:11	チューニングの商売する特にここで確認したいという事項はございません。以上です。規制庁テルイです。わかりました。それでは、とりあえず本日はヒアリングはここまでとさせていただきます。ありがとうございます。
1:35:33	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。